

ハンガリー・西ドイツ交渉 (1961-1963)

——最初の二国間協定の締結を中心に——

萩野 晃

はじめに

1960年代初頭、ハンガリーのカーダール（Kádár János）政権は1956年11月のソ連の軍事介入（ハンガリー事件）以降の厳しい国内統制を緩和し、柔軟な国内政治路線への転換を進めていた。同時に、軍事介入後の反体制派への激しい弾圧によって生じた共産圏以外の国際社会における孤立状態からの脱却が、当時のハンガリー外交の主要な目標となった。その際、ハンガリーは西欧諸国との関係改善を重視した。ハンガリーにとって、歴史的につながりの深い西ドイツは経済的な関係強化をはかるべき重要な相手国と位置づけられたのである。他方、1961年8月のベルリンの壁構築後、西ドイツも新たな対東欧政策を模索し始めていた。

1960年代前半のハンガリー・西ドイツ関係について、先行研究では慎重に時間をかけて対話と関係改善が進められた点が述べられている。⁽¹⁾とくに、当時のハンガリー・西ドイツ間の交渉について、ルッフ（Ruff Mihály）はその進展を阻む双方にとって譲歩し難い外交上の原則（後述する「西ベルリン条項」と「ハルシュタイン・ドクトリン」）を挙げて「迷路の中での出口探し」と表現している。

筆者自身、外交原則に固執する当時のハンガリーが対西ドイツ交渉で不利な状況に陥ったというルッフの指摘に同意する。しかし、その一方で、1961年から1963年の西ドイツとの交渉から、自国にとっての経済的な利益を優先するプラグマティックな外交、通商関係の強化を国交樹立への布石だと位置づけて政治と経済とを不可分とする原則的な外交の間で揺れ動いたハンガリーと同国をとりまく国際環境を論じることの重要性を筆者は認識する。とくに、ハンガリーの対西ドイツ姿勢と交渉の進め方を、同時期のポーランド、ルーマニア、チェコスロヴァキアなど他の東欧諸国のそれらと比較する視点が不可欠となる。

本稿の目的は、長期間有効な通商協定の締結、通商代表部の相互設置をめぐる西ドイツとの協議に焦点をあてて、1960年代前半の国内政治路線の転換期におけるハンガリーの対外政策とその特質を考察することにある。分析に際して、「経済的な利害の優先」「政経不可分」「対ソ追随」というハンガリーの3つの外交姿勢から二国間交渉を検証する。そして、ハンガリー外交に生じた変化と新たな可能性、さらにその限界を明らかにする。

1. ハンガリーと西ドイツ

1960年代初頭のカーダール政権の外交課題は、国際社会での正統性の確立にあった。1956年11月4日のソ連によるハンガリーへの本格的な軍事介入後に成立したカーダール政権は、当初、反体制派に厳しい姿勢でのぞみ、国際社会から激しい批判にさらされた。しかし、その一方で、1960年代に入ると、ハンガリーでは国内統制の緩和が進められた。カーダールにとって、長期的な国内の安定を確保するためには、単なるソ連の傀儡でないことを国際社会で認知されることも不可欠だった。とくに、西欧との関係改善を進めることが、カーダール政権の国内統治の安定化にも寄与すると考えられた。そのため、1960年以降、ハンガリーは永世中立国なが

40(514) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

ら唯一の自由主義体制の隣国オーストリアとの関係修復のための話し合いを開始した。⁽²⁾1956年11月のソ連軍の介入後、多くのハンガリー国民がオーストリア国境を越えて西側に亡命すると、国境の管理をめぐる二国間関係が悪化していた。さらに、ハンガリーにとって、西欧との経済や文化の交流などプラグマティックに国益を追求するうえで、歴史的に結びつきの強い西ドイツとの通商関係の強化が求められたのである。

1940年代末にドイツが東西に分断された後、西ドイツは民主的な手続きを経て成立した自国を国際社会において唯一の正統なドイツ国家であるとする「単独代表権 (Alleinvertretungsanspruch)」を主張していた。そして、1955年9月にソ連が東ドイツと条約を締結して主権を承認すると、西ドイツはすでに自国と国交を結んでいたソ連を例外として、東ドイツを承認する国と外交関係を樹立しない対外政策の方針を打ち出した。この方針は、当時の外務次官ハルシュタイン (Walter Hallstein) にちなんで「ハルシュタイン・ドクトリン」と名づけられた。その後、ハルシュタイン・ドクトリンは西ドイツの対東欧政策を規定することになった。1957年10月、ユーゴスラヴィアが東ドイツを承認すると、西ドイツはユーゴスラヴィアとの国交断絶に踏み切った。

ハルシュタイン・ドクトリンの存在にもかかわらず、西ドイツは1960年代に入ると東欧諸国との通商関係の強化を模索するようになった。西ドイツの対東欧政策の最も重要な課題は、ハンガリーでなくポーランドとの関係であった。西ドイツにとって、ポーランドとの関係は第二次世界大戦の戦後処理とくに国境線と切り離して考えることが困難だった。1961年3月10日のボンのプレスコンフェレンスにおける見解の中で、西ドイツ首相アデナウアー (Konrad Adenauer) はポーランドとの関係改善への見通しを示した。だが、その一方で、ドイツが分断されている限り両国の外交関係が可能かの問いに対して、アデナウアーは「ポーランド人は外交関

係の樹立に重きを置いていない⁽³⁾」と答えた。

西ドイツの対東側政策の変化が最初に示されたのは、あらゆる議会会派が支持した1961年5月31日と6月9日の連邦議会外交委員会の決定であった。西ドイツはハルシュタイン・ドクトリンを維持しながらも、戦術的な要素として経済、文化、人道問題に重点を置くようになった。キッシュ（Kiss J László）が述べるように、西ドイツの新たな外交方針は正式な外交関係の樹立には至らない範囲で通商関係の強化や文化交流の拡大を進める、いわば「小さな前進の政策（kis lépések politikája）」であった⁽⁴⁾。西ドイツは東ドイツを承認する国家との外交関係樹立を拒否し続ける一方で、東欧との非公式な対話と関係強化に応じる姿勢へと転じたのである。

実際に、1961年に西ドイツは財界関係者を通じて東欧諸国と接触を始めた。具体的には、1月11日にクルップ・コンツェルンの経営者バイツ（Berthold Beitz）がフランクフルトのハンガリー貿易事務所長ブザーシュ（Buzás József）と会談し、西ドイツと東欧との外交・通商関係について語った⁽⁵⁾。

他方、ブザーシュもバイツと会う前日に駐西ドイツ・ソ連大使スミルノフ（Andrei A. Smirnov）と対西ドイツ交渉についてソ連側の意向を確認していた。会談の際、スミルノフはブザーシュにハンガリーと西ドイツとの通商関係の強化を提案した⁽⁶⁾。

東欧諸国と西ドイツが通商等での協定を締結する際、争点になると考えられたのは西ベルリンの法的地位だった。具体的には、西ベルリンを協定の適用範囲に含めるかどうか、いわゆる「西ベルリン条項」を受け入れるか否かであった。1871年の帝国成立以降にドイツの首都であったベルリンは、第二次世界大戦後にアメリカ、ソ連、イギリス、フランスの戦勝4か国の管理下に置かれた。1948年6月から1949年5月のソ連によるベルリン封鎖（第一次ベルリン危機）を経て、西側3か国の占領地域が西ベル

42(516) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

リンとして一体化した。ソ連占領地域（東ベルリン）を含めない西ベルリンでさえ、ハンブルクやミュンヘンなど西ドイツ本土の主要都市と比較しても都市としての規模が大きかった。西ドイツとの通商に関わる協定の適用範囲に西ベルリンが含まれるかどうかで、ハンガリーのみならず東欧諸国にとって自ずと貿易額が大きく違ってきた。

ソ連によるベルリン封鎖のきっかけにもなった1948年6月の西側占領地域での通貨改革以来、西ベルリンはドイツ・マルク（DM）圏であった。にもかかわらず、ソ連は西ベルリンを西ドイツの領土の一部だと認めていなかった。ソ連共産党第一書記フルシチョフ（Nikita S. Khrushchev）は東ドイツを政治的に安定させることで、ドイツの分断の固定化を堅持していた。そのため、フルシチョフにとって、東ドイツの領土内で孤島状態にある西ベルリンを西ドイツの一部と認めることができなかったのである。そして、1958年11月にフルシチョフはアメリカ、イギリス、フランスの3か国軍の西ベルリンからの撤退、西ベルリンの非武装・自由都市化を要求し、ベルリンをめぐる情勢を緊迫化させた（第二次ベルリン危機）。

その後も1960年のソ連・西ドイツ間での通商協定締結の際、ソ連側は協定の西ベルリンへの適用を認めなかった。1960年9月13日のハンガリー社会主義労働者党政治局の協議で、党中央委員会書記フォック（Fock Jenő）がソ連の立場に配慮して、西ドイツとの間で締結される協定を西ベルリンには適用しないとの見解を示した。⁽⁷⁾ハンガリーは経済関係の強化のための交渉を始めるよりも早い段階で、西ベルリンの法的地位について、西ドイツの領土の一部と認めないソ連の主張を支持していたのである。ソ連の対西ドイツ姿勢が社会主義労働者党政治局の協議で議題となった背景には、1956年11月以来、フルシチョフが一貫してカーダールを支持してきたことが挙げられる。

1949年5月にソ連によるベルリン封鎖が解除された後、東西ベルリン

間でのヒトの往来は自由であった。東ベルリンでの労働者のストライキに端を発した1953年6月17日の民衆蜂起の武力鎮圧後、第一書記ウルブリヒト（Walter Ulbricht）を頂点とする社会主義統一党の独裁体制が強化された。そのため、多くの東ドイツ国民が西ベルリンを經由して西ドイツへ逃亡した。とくに、国家のための働き手となる若年層の西ドイツへの流出は、東ドイツにとって大きな経済的損失となった。経済建設が軌道に乗らない状況にあって、東ドイツの国際的な地位が向上しなかったのはいうまでもない。

西ベルリン經由による自国民の西ドイツへの流出に歯止めがかからないことに危機感をいだいたウルブリヒトは、1961年8月13日未明に東西ベルリンの境界で壁の構築を始めた。ベルリンの壁構築直後の9月17日に実施された西ドイツの連邦議会選挙で、アデナウアーの与党キリスト教民主同盟・社会同盟は前回1957年の総選挙で獲得していた過半数を失った。ベルリンへのアデナウアーの対応が明らかに敗因の一つだった。⁽⁸⁾

確かに、ハルシュタイン・ドクトリンは東ドイツの国際社会での地位を低下させるうえで一定の効果があった。しかしながら、ベルリンの壁構築によって、東ドイツの孤立と瓦解を意図したハルシュタイン・ドクトリンの限界と西ドイツの長期的な東欧政策の硬直化が露呈したのである。総選挙の後、キリスト教民主・社会同盟と自由民主党の連立政権発足の際、ソ連に強硬姿勢を取る外相ブレンターノ（Heinrich von Brentano di Tremezzo）が辞任した。⁽⁹⁾ 後任には、実務的な路線を志向するシュレーダー（Gerhard Schröder）が就任した。シュレーダーは「動の政策（Politik der Bewegung）」とよばれる経済関係によって東欧諸国との限定的な関係改善を試みた。⁽¹⁰⁾

ベルリンの壁構築直後、ハンガリーはどのように反応したのか。ブザーシュは8月18日のスミルノフとの協議内容をフランクフルトから本国へ
44(518) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

報告した。スミルノフは8月17日にアデナウアーと会談していた。会談の際、アデナウアーは9月の総選挙の後にソ連との関係修復の協議を行う用意があると述べた。⁽¹¹⁾

さらに、ハンガリーがすでにフランクフルトに設置した貿易事務所と同様の事務所を西ドイツがブダペシュトに設置する可能性について、8月28日にブザーシュは本国宛てに報告した。⁽¹²⁾ベルリンの壁構築を契機に、西ドイツの対東欧政策に変化が生じることをハンガリーは期待した。しかし、その一方で、9月30日に駐ハンガリー・ソ連大使ウスチノフ (Vladimir I. Ustinov) と会談した際、ハンガリー外務次官プヤ (Puja Frigyes) は西ドイツとの外交関係樹立について、複数の社会主義国家とくにチェコスロヴァキア、ポーランドの立場に反することになると慎重な姿勢を示していた。⁽¹³⁾

2. ハンガリー・西ドイツ交渉

1962年以降のハンガリー・西ドイツ間の協議について述べる前に、両国の間に存在した問題点を指摘しておく。第二次世界大戦後、西ドイツへ移住したハンガリー人によって結成された極右組織の存在が二国間関係の改善を妨げる要因となっていた。西ドイツ南部に拠点を置くハンガリー系極右団体は『道と目標 (Út és Cél)』という出版物を発行していた。1962年3月27日、ハンガリー政府は西ドイツ国内でのハンガリー系極右団体の反ハンガリー活動に抗議する書簡を送った。⁽¹⁴⁾

しかし、その一方で、ハンガリーはフランクフルトの貿易事務所を足掛かりに西ドイツとの対話を模索していた。当時、西ドイツとの交渉にのぞむハンガリー外交には、以下の3つの姿勢と目標が考えられた。

- ①経済的な利害の優先 長期間有効な通商協定の締結
- ②政経不可分 外交関係の樹立を前提とする通商関係の強化
- ③対ソ追随 通商協定の適用範囲から西ベルリンを除外

①経済的な利益の優先とは、西ドイツのハルシュタイン・ドクトリンの維持を前提に交渉を経済関係にとどめることを意味した。②政経不可分では、近い将来において西ドイツがハルシュタイン・ドクトリンを放棄することを想定して、通商代表部設置から外交関係樹立までを移行期間と捉えた。③対ソ追随とは、ソ連の方針に従って、西ベルリン条項の適用を拒否することを意味した。

1962年6月19日、ブザーシュは西ドイツの外務事務次官補クロフ（Kropf）と会談した。会談の後、ブザーシュはスミルノフとも会談した。スミルノフとの会談では、ソ連・西独間の文化協定をめぐる協議で問題となった西ベルリン条項が話題に上った。⁽¹⁵⁾先述のように、ソ連は西ドイツとの協定の適用範囲に西ベルリンを含めることを拒否していた。ハンガリーは経済的な関係強化を意図して西ドイツとの接触を開始した。だが、ハンガリーは③対ソ追随の姿勢から、近い時期に開催を意図する西ドイツとの協議の場で論点となりうる西ベルリン条項の存在を視野に入れていなかった。ハンガリー側の外交姿勢が①経済的利害の優先か②政経不可分にかかわりなく、西ドイツの立場として、①経済的利害の優先ないし②政経不可分と③対ソ追随とが両立しえないことを、二国間交渉を始める時点でハンガリーは認識していなかった。

7月5日、ブザーシュが再びクロフと会談した。会談では、相互に設置を検討している通商代表部の権限について両国の間で意見に隔たりが存在していた。ハンガリー側では、②政経不可分の姿勢から、正式な外交関係樹立への前段階として、新たに設置される通商代表部に領事機能を持たせることに積極的であった。他方、クロフは通商代表部に強い権限や代表部に外交官としての地位を与えれば、「二つのドイツ」の承認につながると指摘した。⁽¹⁶⁾ハンガリーの期待に反して、西ドイツはハルシュタイン・ドクトリンを堅持していたのである。

クロフと会った翌6日、ブザーシュはスミルノフと西ドイツとの交渉の進め方について協議した。アデナウアーがハンガリー、ポーランドとの関係正常化を望んでいるとスミルノフは伝えた。にもかかわらず、1962年当時、すでにアデナウアーの政権基盤は弱体化しており、大胆な外交政策の転換を実行できるような状況にはなかった。さらに、スミルノフはブザーシュに設置される代表部の権限の強さや交渉の場所などで原則に固執する必要はないと述べた。⁽¹⁷⁾

8月21日に社会主義労働者党政治局は長期間有効な通商協定の締結、通商代表部の設置のための西ドイツとの協議を9月15日からボンで開始することを決定した。⁽¹⁸⁾

政治局による協議開始の決定に先立ち、ブザーシュとクロフとの話し合いの経過を踏まえて、8月17日に外務省が西ドイツとの協議で4つの選択肢を政治局に提案していた。4つの選択肢とは、以下のとおりである。⁽¹⁹⁾

- I. 西ドイツとの完全な外交関係を樹立する。
- II. 西ドイツがIに否定的な場合、将来の外交関係樹立を前提とする公式レベルで領事権限のある通商代表部を設置する。
- III. 領事権限のない通商代表部を相互に設置する。
- IV. 現在、自国がフランクフルトに設置している貿易事務所と同様のものを、西ドイツがブダペシュトに設置する。

協議の開始前、ハンガリーはIIの西ドイツとの間で領事権限を有する通商代表を相互に設置することを、Iの正式な外交関係樹立までの移行措置であると位置づけていた。だが、西ドイツが通商代表部に領事権限を与えることを受け入れない場合、領事権限のない通商代表部を相互に設置するIIIで妥協する用意が、少なくとも政治局にあったことが確認できる。政治局は最終的な西ドイツとの外交関係樹立を期待しながらも、協議の重要な目標を通商関係の強化に置いていた。

当初、ハンガリーの対西ドイツ姿勢は②政経不可分を基本としながら、交渉の進め方として①経済的な利害の優先へと切り替える柔軟性を有していた。しかしながら、繰り返しになるが、ハンガリーの対西ドイツ姿勢には、同時に③対ソ追隨の側面も存在していた。西ベルリンを西ドイツとの協定の適用範囲外とするソ連共産党中央委員会が示した方針に対して、先述のように、すでに1960年9月13日の政治局の協議で、フォックがソ連の立場を支持していた。当時、ソ連はハンガリーにも同調を求めていた。先述のように、1962年8月21日に社会主義労働者党政治局が対西ドイツ交渉の開始を決定した。その時点において、二国間交渉が進展すれば、西ベルリンをどのように扱うかが争点になることは十分に予想されたはずである。にもかかわらず、ハンガリーには西ベルリン条項を受け入れる用意がなかった。

社会主義労働者党政治局は西ドイツとの交渉を開始する決定とともに、第二次世界大戦の戦後処理とドイツ国家のあり方をめぐって複雑な立場にある他の東側諸国に交渉開始を通告した。ハンガリーは対西ドイツ交渉の開始に際して、慎重に同盟国の反応を見極めようとしたのである。8月21日の政治局の決定は、25日に党中央委員会書記ネメシュ（Nemes Dezső）からドイツ社会主義統一党、ポーランド統一労働者党、チェコスロヴァキア共産党の中央委員会宛てにそれぞれ書面で伝えられた。⁽²⁰⁾

ハンガリーを含めた東欧諸国では、中世以来、入植してきたドイツ人が都市建設等で経済的、文化的に重要な役割を果たしてきた。第二次世界大戦以前、東欧のドイツ系人口は、それぞれダンツィヒ（グダニスク）を含めたポーランドに1,343,000、チェコスロヴァキアに3,477,000、ハンガリーに623,000、ルーマニアに786,000であった。⁽²¹⁾第二次世界大戦の戦後処理は、長い歴史を持つ東欧のドイツ人コミュニティに過酷な運命をもたらした。ポーランド、チェコスロヴァキアでは、ドイツ系住民の大部分が終戦後の

48(522) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

国境の変更に伴って追放の対象となった。ハンガリーでも、大戦中の国民同盟（Volksbund）のメンバーなどナチスへの協力者とみなされたドイツ系住民の追放が行われた。⁽²²⁾しかしながら、ドイツに侵略されたポーランド、チェコスロヴァキアと比較すれば、枢軸国だったハンガリーにおけるドイツ人の追放は不徹底に終わった。そのため、ハンガリーから追放されたドイツ人が西ドイツの対ハンガリー姿勢に及ぼす影響は小さかった。また、ポーランド、チェコスロヴァキアと異なり、ハンガリーと西ドイツの間には領土をめぐる問題は存在しなかった。

ワルシャワ条約機構内部では、西ドイツに対する姿勢に関して、共通性と同時に利害や意見の相違が存在していた。共通性とは、西ドイツに同国の東側政策を規定してきた4つの原則（ハルシュタイン・ドクトリン、単独代表権、西ベルリン条項、1945年のポツダム会談で提示された国境の拒否）の放棄と「二つのドイツ」の受け入れを求めることであった。他方、利害、意見の相違は、歴史、政治、経済による利害にもとづく西ドイツに対する立場の違いを意味していた。具体的には、次の4つの相違点および該当する国家が挙げられる。⁽²³⁾1.ワルシャワ条約機構の対西ドイツ姿勢の共通性の堅持（東ドイツ）、2.「二つのドイツ」との外交関係（ソ連）、3.西ドイツとの経済関係の重視と同時に国境問題の存在（チェコスロヴァキア、ポーランド）、4.西ドイツとの間に解決困難な問題なし（ハンガリー、ルーマニア、ブルガリア）。

関係強化を模索するハンガリーの対西ドイツ姿勢の変化に対して、東ドイツ、チェコスロヴァキア、ポーランドの反応はいずれも非協力的であった。

まず、東ドイツからは、9月4日に第一書記であるウルブリヒト自らが返答した。東ドイツはハンガリーと西ドイツとの外交関係の樹立に懐疑的であり、その前段階としての領事権限を有する通商代表部設置の話し合い

にすら西ドイツが応じないだろうとウルブリヒトは述⁽²⁴⁾べた。

次に、ハンガリーと異なり、自国は西ドイツと協議する状況にはないと、9月11日にチェコスロヴァキア共産党中央委員会書記コウツキー（V. Koucký）がネメシュの書簡に返答した。具体的には、1957年から1958年にかけて西ドイツが二国間関係の正常化について何も返答してこなかったことを例に挙げて、チェコスロヴァキアには西ドイツとの対話に応じる用意がないとハンガリーに説明⁽²⁵⁾した。

チェコスロヴァキアと西ドイツの間には、第二次世界大戦後にチェコスロヴァキアから追放されたズデーテン・ドイツ人をめぐる問題が存在していた。両国の間では、ズデーテン地方のドイツへの割譲に関する1938年9月のミュンヘン協定の無効性も確認されていなかった。コウツキーが述べた「西ドイツが二国間関係の正常化について何も返答してこなかった」とは、1958年7月に当時のチェコスロヴァキア首相シロキー（Viliam Široký）がアデナウアー宛てに送った国交回復を提案する書簡に対して、アデナウアーからの返書がなかったことを意味⁽²⁶⁾した。いずれにせよ、当時のチェコスロヴァキアは政治的な理由で、東欧諸国の中で西ドイツとの通商関係の交渉に最も消極的だった。実際に、チェコスロヴァキアが西ドイツとの通商代表部の設置に関する本格的な交渉を始めたのは、「プラハの春」とよばれる共産党指導部主導による上からの改革の動きが生じた1968年になってからであった⁽²⁷⁾。チェコスロヴァキアはハンガリー・西ドイツ間の協議について、自国の立場を危うくするとの懸念すら示していた。

さらに、ハンガリー・西ドイツ間の協議開始に対するポーランドの返答は、9月5日にハンガリーの第一外務次官モード（Mód Péter）がワルシャワを訪問した際、ポーランド外務省から伝えられた。モードのワルシャワ訪問の記録文書には、ポーランドは西ドイツとの間で国境問題をかかえており、また内政問題を考慮しても西ドイツとの関係正常化のための交渉を

始めることはできないと記されていた⁽²⁸⁾。とくに、西ドイツとポーランドの国境線をめぐる見解の相違は、ハンガリー・西ドイツ間の政治的な争点である西ドイツ国内で反ハンガリー活動を行う極右組織の存在などとは比べものにならないくらい重要な問題であった。

東ドイツ、チェコスロヴァキアの返答と比較して、ポーランドのそれからは、西ドイツとの外交関係樹立を念頭に置いた対話を意図するハンガリーへの強い懸念はみられない。だが、少なくとも、1962年の段階で、ポーランドには早急に西ドイツとの政治的な関係改善を進める用意はなかった。いずれにせよ、ネメシュの書簡へのポーランド、チェコスロヴァキアの反応からは、両国が西ドイツとの交渉を早期に進展させようとする意図は感じられなかった。ハンガリーにとって、当面の西ドイツとの協議で、東欧諸国の間でいち早く西ベルリン条項を受け入れる必要はないと思われた。

ハンガリー・西ドイツ間の協議は、9月17日にボンで始まった。協議の開始にあたり、ハンガリーは西ドイツによるハルシュタイン・ドクトリンの緩和と「二つのドイツ」の存在に対する認識の変化を期待していた。しかしながら、西ドイツにはハルシュタイン・ドクトリンを放棄する用意はなかった。協議に際して、9月21日にハンガリーが用意した合意文書の草案の第18条には「外交関係樹立への移行措置としての代表部設置」と記されていた。他方、西ドイツは「外交関係樹立」という文言を拒み、移行段階における領事権限を有する通商代表部の設置に関するハンガリーからの提案を合意文書に盛り込むことに応じなかった。ハンガリー側から出された合意文書の草案に対して、西ドイツは「外交関係でなく通商関係の措置として」に修正するよう要求した⁽²⁹⁾。

ハンガリー・西ドイツ間の初めての協議は、具体的な合意に達することなく終了した。1962年9月の二国間協議の冒頭で、西ドイツは締結される協定の適用範囲を西ベルリンに広げることが提案していた事実が、旧ソ

連の外交文書から確認できる。⁽³⁰⁾しかし、1962年9月の時点においては、西ベルリン条項が二国間協議の主要な争点として浮上していなかった。

9月25日には、クロフが年内にブダペシュトで協議を再開できないことをハンガリー側に伝えた。理由として、シュレーダー外相がブダペシュトでの協議の継続に反対していることをクロフは⁽³¹⁾挙げた。

10月3日に西ドイツとの第2回の協議の進め方について、ネメシュ、副首相カーライ（Kállai Gyula）、モード、プヤ、外務次官補ベック（Beck István）、ブザーシュ、党中央委員会国際部長ホッライ（Hollai Imre）による話し合いが行われた。9月にボンで開催された協議の結果から、ハルシュタイン・ドクトリンの打開は緩やかなペースでしか実現できないとベックは指摘した。出席者は今後、優先すべき目標として長期間有効な通商協定の締結を挙げて、数か月以内に西ドイツとの交渉の再開をめざすことで合意した。さらに、相互に設置するべき代表部に関して、限定的な領事権限を有する通商代表部設置にさえ西ドイツが同意しない場合には、領事権限のない通商代表部の相互設置で同意することを⁽³²⁾確認した。協議の結果、1962年8月の段階における西ドイツとの交渉に関する方針、つまり②政経不可分のスタンスで交渉しながらも、必要な場合に①経済的な利害の優先で妥協することが確認された。

3. ハンガリー・西ドイツ間の合意

1963年に入っても、ハンガリーは近い時期に再開される西ドイツとの協議で、外交関係樹立への前進を期待していた。2月4日に作成された前年9月開催の西ドイツとの協議に関するハンガリー外務省の記録文書にも「（ハンガリー・西ドイツ）双方が通商代表部の設置を最終的な関係正常化に至るまでの二国間関係修復の端緒とみなしている」と⁽³³⁾記されていた。

しかしながら、ハンガリーが求めた領事権限を有する通商代表部設置に

52(526) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

応じない西ドイツ外務省の指示によって、1963年2月、ルーマニアからの帰路にバイツはブダペシュトに立ち寄りなかった。⁽³⁴⁾

1963年3月7日、西ドイツとポーランドが有効期間3年の通商協定および通商代表部の相互設置協定に調印した。⁽³⁵⁾西ドイツとポーランドの協議は、1962年12月に始まっていた。西ドイツとの協議再開の時期を模索していたハンガリーにとって、西ドイツ・ポーランド間での協定調印は青天の霹靂ともいえるものだった。西ドイツとの早期の通商関係の強化に転じたポーランドの外交姿勢のみならず、二国間協定の適用範囲に西ベルリンが含まれていたからである。確かに、先述の1962年8月にネメシュが統一労働者党中央委員会に宛てた書簡に対する返答で、ポーランドは未解決の国境問題や国内事情を理由に西ドイツとの関係改善に懐疑的な姿勢を取っていた。実際、西ドイツが東ドイツを含めた全「ドイツ」とポーランドとの国境としてのオーデル＝ナイセ線を認めないことは、ポーランドにとって自国の存立基盤にかかわる深刻な事態であった。にもかかわらず、ポーランドは通商代表部の相互設置を外交関係樹立やその前提としての領事業務と区別した、いわば「政経分離」の立場にもとづいて、ハンガリーよりも柔軟に西ドイツとの経済的な関係の強化に応じたのである。

ポーランド統一労働者党第一書記ゴムウカ (Władysław Gomułka) とカーダールは、ともに1956年2月のソ連共産党第20回党大会でのフルシチョフによるスターリン (J. V. Stalin) 批判の後に生じた東欧の政治危機の中で政権に就いた。前者はソ連の軍事介入の回避に成功して、政権の発足当初には国内外で名声を博した。他方、後者はソ連の本格的な軍事介入を受け入れて権力を掌握し国内外で激しい非難的になった。しかし、1960年代半ば以降、ゴムウカが変革を忌避して国内政治を硬直化させ、反対にカーダールが経済改革を進めて国内外で評価されるようになると、「ゴムウカのカーダール化、カーダールのゴムウカ化」という言葉が生まれた。

1968年の「プラハの春」への対応をめぐって、ゴムウカが強硬措置を主張する一方で、カーダールは強硬措置に難色を示した。しかしながら、⁽³⁶⁾1963年段階でのポーランドとハンガリーの対西ドイツ交渉を比較すれば、少なくとも外交政策において「ゴムウカのカーダール化、カーダールのゴムウカ化」といえる状況には至っていなかった。

いずれにせよ、ソ連の主張に反して西ベルリン条項を受け入れた形でのポーランドによる西ドイツとの協定調印が、今後のハンガリー・西ドイツ交渉の行方に影響を及ぼすことはもはや避けられなかった。ポーランドが西ベルリンを適用範囲に加えた通商協定の締結に応じたことで、西ドイツが他の東欧諸国と同様の協定をめぐって交渉する際、西ベルリン条項の受容を求めてくることは明らかだった。たとえ西ベルリンが正式に自国の領土と認められなくとも、東欧との二国間協定の適用範囲とみなされることは、西ドイツにとって、フルシチョフが1958年に要求した西ベルリンの非武装・自由都市化に始まる西側の西ベルリン放棄の試みを阻止することに寄与したのである。

1963年4月4日、ブザーシュがクロフと会談した。話し合いの冒頭で、西ドイツ側から西ベルリンの問題が持ち出された。また、ハルシュタイン・ドクトリンが維持されていること、通商代表部の設置と外交関係樹立との間に関連性がないことを西ドイツは主張した。会談の席で、クロフは5月にハンガリーとの長期間有効な通商協定のための協議を再開することに同意した。同時に、クロフは西ベルリンも含めたドイツ・マルク圏に適用される長期間の通商協定を求めた。⁽³⁷⁾会談の結果、西ベルリン条項の是非が、今後の二国間協議の最も重要な争点として浮上したのである。

5月10日から15日にかけて、ブダペシュトでハンガリー・西ドイツ間の協議が再開された。協議は、ハンガリー外務次官補代理セーケ（Szöke György）とノイラート（Lüdde Neurath）を主席代表とする西ドイツ代表
54(528) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

団との間で行われた。協議の際、西ドイツは二国間協定の文言の中で外交関係に言及するのを拒否した。同時に、西ドイツはハンガリー側の設置される通商代表部に外交官特権を付与する提案を拒否した。他方、セーケは西ベルリンを協定の適用外とするよう主張した。⁽³⁸⁾

再開された協議の場で、西ベルリン条項を認めないハンガリーは不利な状況に追い込まれつつあった。6月4日に駐ハンガリー・ソ連大使ジュニソフ (Georgii A. Denisov) と会談した際、プヤは西ベルリン条項の受け入れについて示唆した。また、西ドイツがヨーロッパの社会主義国家を分断しながら交渉を進めているとプヤは不満を述べた。⁽³⁹⁾ 実際、西ドイツは東欧諸国の国際社会での立場の相違を巧みについて話し合いを行っていた。当時、西ドイツはすでに同様の通商協定や通商代表部設置に関する交渉をルーマニアとの間でも開始していたのである。

1960年代初頭、ルーマニア共産党第一書記ゲオルギウ＝デジ (Gheorghe Gheorghiu-Dej) はソ連の提案にもとづく経済相互援助会議 (コメコン) 内部での経済分業に反発し、自主外交路線を模索していた。ソ連側の分業の提案を受け入れれば、ルーマニアは東側陣営内部で農業国の地位に甘んじる公算が大きかった。自国の原油自給能力を背景にソ連からの経済的な自立を試みる当時のルーマニアにとって、西ドイツとの経済交流は自主外交の促進に寄与すると考えられた。また、ルーマニアのトランシルヴァニア地方に住むドイツ系少数民族の人権は、当時、両国間での交渉の進展を妨げるような重大な問題になっていなかった。東欧諸国との交流を意図する西ドイツにとっても、ソ連と距離を置こうとするルーマニアの外交姿勢は好都合であった。

隣国ルーマニアで生じた外交政策の変化に対して、ハンガリーはいかなる反応を示したのか。ハンガリーには、ルーマニアに歩調を合わせてソ連離れを進める意図はなかった。1963年の夏、カーダールはソ連からの経

济的自立を志向するルーマニアの同志たちに苦言を呈した。⁽⁴⁰⁾さらに、自主外交路線の展開と同時に、ルーマニアで国内統制が強化されること、具体的にはハンガリー系少数民族への締め付けが強まることをハンガリーは懸念していた。

9月に再開される対西ドイツ協議を前に、ハンガリーは交渉の進め方の見直しを迫られた。8月17日にプヤはジェニソフに西ベルリンに適用範囲を拡大した西ドイツとポーランド、ルーマニアとの協定の締結に言及し、ハンガリーの置かれた困難な状況について述べた。ハンガリーは通商代表部の設置での合意、長期間有効な通商協定の締結を優先させるべきだとプヤは主張した。⁽⁴¹⁾

8月24日に西ドイツとの協議について党中央委員会国家経済部、党中央委員会国際部から社会主義労働者党政治局に提出された報告書では、西ドイツ・ポーランド間での西ベルリンを適用範囲に含めた協定の締結、同じ内容の協定のための西ドイツ・ルーマニア間の交渉開始という国際環境の変化が強調されていた。そして、西ドイツが交渉の場で西ベルリンに適用される協定の締結を主張すること、合意文書で外交関係に言及するのを拒否することが、報告書において指摘された。政治局は合意文書で「完全な外交関係への移行」という文言に固執せず、領事機能を有する通商代表部設置で満足するよう指示した。⁽⁴²⁾しかしながら、西ドイツがあくまで近い将来における正式な外交関係の樹立の可能性を否定するかぎり、②政経不可分の姿勢における外交成果としての領事権限を有する通商代表部の相互設置の実現すら不可能であった。

他方、8月24日に政治局に提出された報告書には、早期に1966年12月31日まで有効な通商協定を締結すること、⁽⁴³⁾つまり①経済的な利害の優先の重要性も記されていた。西ベルリン条項を受け入れるか否か、通商代表部の領事権限の有無をめぐって交渉が長引けば、ハンガリーにとって、締結さ

56(530) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

れる通商協定の有効期限を短くすることにもつながりかねなかった。8月27日、政治局は西ドイツとの協定をドイツ・マルクの使用範囲とすることで妥協する姿勢を示した。⁽⁴⁴⁾

ハンガリー・西ドイツ協議は、9月5日から10月18日まで断続的に行われた。9月27日に西ドイツはあらためて領事権限を有する通商代表部の設置を否定した。ハンガリーは設置される代表部に領事権限を与えないことで譲歩の姿勢を示した。しかしながら、依然として、ハンガリーは西ドイツとの交渉進展に不可避となった西ベルリン条項を受け入れようとしなかった。

ハンガリー・西ドイツ協議が継続する間、西ドイツでは10月15日にアデナウアーが退陣して、エアハルト (Ludwig Erhard) が後継の首相に就任した。ルッフが指摘したように、首相の交代が西ドイツ外交の方針転換をもたらすことをハンガリーが期待していたと考えられる。⁽⁴⁵⁾ 実際、10月18日のエアハルトによる西ドイツ政府声明の中に東欧との関係改善に取り組む意思が示されていた。⁽⁴⁶⁾ にもかかわらず、エアハルトの首相就任が西ドイツの対東欧政策に及ぼした影響は、比較的小さなものにとどまった。むしろ、ハンガリーの対西ドイツ交渉における立場を破綻に追い込む出来事がすでに起きていた。

10月17日、西ドイツ・ルーマニア間で長期間の通商および通商代表部の設置に関する協定が締結された。二国間での通商協定における適用範囲は、西ベルリン条項に言及することなく、それぞれドイツ・マルク圏、ルーマニア・レイ圏と定められた。⁽⁴⁷⁾ ポーランドとの協定と同様、西ドイツとルーマニアとのそれにおいても、適用範囲に西ベルリンが含まれていたのである。また、西ドイツとルーマニアとの間で相互に設置される通商代表部には領事権限が与えられなかった。

10月28日にノイラートに代わりハンガリーとの協議の首席代表となっ

たミルバッハ（Dietrich von Mirbach）がブザーシュと会談した。ミルバッハはブザーシュにルーマニアとの合意に至った経緯を説明した。⁽⁴⁸⁾西ドイツ・ルーマニア交渉の過程で、両国間に対立は生じなかった。ルーマニアはワルシャワ条約機構にとどまりながらも、「対ソ自立」の外交を実践し始めた。ルーマニアが躊躇なくソ連にとって不都合な協定の適用範囲に西ベルリンを含めることを受け入れ、さらに領事権限のない通商代表部設置に同意した結果、西ベルリン条項を拒否しながら、通商代表部の権限で譲歩しようとしたハンガリーの立場は完全に破綻した。ハンガリーにとって、②政経不可分のみならず、③対ソ追隨の外交姿勢としての西ベルリン条項拒否も放棄して、①経済的な利害の優先の姿勢で領事権限のない通商代表部の相互設置で妥協する以外、有効期限が1963年末に迫った西ドイツとの通商協定を更新することは不可能だった。

ハルシュタイン・ドクトリンと西ベルリン条項の適用を意図する西ドイツにとって、「対ソ自立」を意図して西ベルリン条項を受け入れた形での長期間有効な通商協定の締結に前向きなルーマニアとの交渉を優先させれば、自国に望ましくない②政経不可分の姿勢を維持して外交関係の樹立まで視野に入れたハンガリーとの交渉を有利に進めることが容易であった。ハンガリーにとって、従来の対西ドイツ交渉の立場である協定の範囲から西ベルリンを除外すること、領事権限を有する通商代表部の設置は西ドイツとポーランド、ルーマニアの協定締結により実現不可能となった。最終的に、ハンガリー外務省は西ドイツによる西ベルリン条項の提案を受け入れる方針を示した。⁽⁴⁹⁾

11月9日、ベックとミルバッハは二国間の1965年12月末まで有効な通商協定および通商代表部の設置に関する協定に調印した。ハンガリー・西ドイツ協定の第4条では、通商の範囲がドイツ・マルク圏へと拡大された。さらに、第5条で通商代表部に関する合意に西ベルリン条項が適用さ

58(532) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

(50)
れた。ブダペシュト、フランクフルトに相互に設置される通商代表部に、当初、ハンガリーが想定したような領事機能が与えられなかったことはいうまでもない。ハンガリーは西ベルリン条項の受け入れを躊躇した結果、交渉の主導権を西ドイツに握られた。そして、西ベルリン条項に関するソ連の主張に配慮することなく西ドイツと同様の交渉を進めたポーランド、ルーマニアにハンガリーは遅れをとった。最終的に、ハンガリーは協定締結の段階で西ベルリン条項を受け入れたのである。

お わ り に

1961年から1963年にかけて長期間有効な通商協定と将来の外交関係樹立を視野に入れた領事権限を有する通商代表部の相互設置をめざした西ドイツとの交渉で、ハンガリーは西ドイツの外交原則であるハルシュタイン・ドクトリン⁽⁵¹⁾と西ベルリン条項の前に譲歩を余儀なくされた。ハンガリーは西ドイツとの経済的な利害関係の重要性を認識しながらも、②政経不可分と③対ソ追従の外交姿勢にとらわれて自国をとりまく状況の変化に柔軟に対応できなかった。

実際に、1960年代前半のハンガリーの対西ドイツ協議の検証から、「二つのドイツ」の存在を認めない西ドイツに対する認識の甘さに加え、交渉の進め方に一貫性を欠いていたことも確認できる。しかしながら、同時に、1961年から1963年の対西ドイツ交渉に関して、ルッフが指摘した正常な外交関係樹立への固執と西ベルリン条項を拒否する原則的な姿勢ばかりでなく、他の東欧諸国との比較の視点もまじえた形で当時のハンガリーの国際社会における立場の弱さを考慮すべきである。1956年11月のソ連の本格的な軍事介入以後、1963年7月の国連事務総長ウ・タント（U Thant）のハンガリー訪問まで、国連総会では毎年のように反体制派の釈放を要求する「ハンガリー問題」が議題に上っていた⁽⁵²⁾。西ドイツとの3年間有効な

通商協定や通商代表部の相互設置で合意に至った1963年11月の時点でも、ハンガリーによる国際社会での孤立からの脱却をめざした西欧との関係改善は途についたばかりだった。西ドイツにとって、いまだ国際社会からの批判の根強いカーダール政権との交渉を優先する必要はなかった。

カーダール政権にとって、②政経不可分の姿勢にもとづく西ドイツとの外交関係の前段階としての通商関係の強化は、自国の国際的な正統性の確立に寄与するとみられた。にもかかわらず、国際社会での立場のみならず、西ドイツとの交渉に政経分離の姿勢でのぞんだポーランド、対ソ自立の姿勢でのぞんだルーマニアと比較しても、当時の東側陣営におけるハンガリーの立場は脆弱だった。具体的には、1960年代初頭に生じた東側陣営内部におけるパワーバランスの変化に際して、ハンガリーの立ち位置は不明確であった。中ソ対立に乗じて自主外交へと舵を切ろうとしたルーマニアの隣国ハンガリーが、東欧諸国の間でいち早く西ベルリン条項を適用した西ドイツとの協定調印に踏み切れば、ソ連離れを国外に印象づけることになった。当時のハンガリーにとって、むしろ急激な外交政策の変更が1950年代末に国内における非スターリン化を終えて慎重な自由化へと踏み出した国内政治路線に影響するのを回避する必要があった。さらに、カーダールとフルシチョフとの指導者個人の関係から判断しても、フルシチョフが「二つのドイツ」の存在にもとづいて西ドイツ本土と西ベルリンの分断に執着する限り、カーダールには西ドイツとの関係改善を望みながらも早期に西ベルリン条項を受け入れることが容易でなかった。

1961年から1963年の対西ドイツ交渉からは、経済的な利害の追求というカーダール時代のハンガリー外交におけるプラグマティックな一面の萌芽は確認できる。しかし、同時に、経済関係を重視する外交への方針転換を遅らせる当時の国際環境に規定された制約が多く存在していたのである。

1963年の西ドイツとの通商協定締結の結果、両国の貿易額は年率10%
60(534) 法と政治 66巻3号 (2015年11月)

増加した。とくに、ハンガリーにとって、西ドイツは西側先進国の中で最大の貿易相手となった。⁽⁵³⁾にもかかわらず、ハンガリーの対西ドイツ政策には、その後も制約が残余した。現実には、ハンガリー・西ドイツ間での正式な外交関係樹立までには10年を要することになった。1963年以降のハンガリー・西ドイツ交渉の検証は、今後の研究課題としたい。

【付記】本稿は、長崎県立大学「学長裁量教育研究費」(平成26年度)の研究課題「ハンガリー・西ドイツ関係(1960-1963)―通商代表部設置交渉を中心に―」の研究成果の一部である。

注

- (1) Kiss J. László, “Az első államközi megállapodástól a diplomáciai kapcsolatok felvételéig: A magyar-NSZK kapcsolatok egy évtizede (1963-1973) [最初の国家間協定から外交関係樹立まで ―ハンガリー・西ドイツ関係の10年(1963-1973年)],” *Külpolitika*, 3, 3, 1976, 40-64.o.; Horváth István-Németh István, ... *És a falak leomlásának: Magyarország és a német egység, 1945-1990* [...そして壁の崩壊 ―ハンガリーとドイツ統一 1945-1990年] (Budapest: Megvető, 1999); Ruff Mihály, “A magyar-NSZK kapcsolatok (1960-1963): Útkeresés a doktorínák útvesztőjében [ハンガリー・ドイツ連邦共和国関係(1960-1963年) ―ドクトリンの迷路での出口探し],” *Múltunk*, 44, 3, 1999, 3-40.o.
- (2) 拙稿「冷戦期のハンガリー・オーストリア関係(1956-1959) ―ハンガリーのオーストリア政策を中心に」『法と政治』第48巻第3号, 1997年9月, 123-178頁; Geccényi Lajos: *A magyar-osztrák kapcsolatok (1956-1964)* [ハンガリー・オーストリア関係(1956-1964年)]. In: Szerk.: Pritz Pál, Sipos Balázs, Zeidler Miklós. *Magyarország helye a 20. századi Európában* [20世紀ヨーロッパにおけるハンガリーの位置] (Budapest: Magyar Történelmi Társulat, 2002), 147-154.o.
- (3) アデナウアーの見解は, *Aussenpolitik der Bundesrepublik Deutschland: Dokumente von 1949 bis 1994* (Köln: Wissenschaft und Politik, 1995), S.252. を参照。(以下, *Aussenpolitik der Bundesrepublik Deutschland* と略記。)
- (4) Kiss J. László, i.m., 41.o.
- (5) Ruff Mihály, i.m., 15.o.

- (6) Uo., 14.o.
- (7) 社会主義労働者党政治局の議事録（1960年9月13日）, *Magyar Nemzeti Levéltár Országos Levéltár* [ハンガリー国立公文書館]（以下, *MNL OL* と略記）M-KS 288.f.5/200.đ.e. を参照。
- (8) 板橋巧己『アデナウアー —現代ドイツを創った政治家』中央公論新社, 2014年, 192-193頁。
- (9) Horváth István-Németh István, i.m., 136.o.
- (10) 妹尾哲司『戦後西ドイツ外交の分水嶺 —東方政策と分断克服の戦略, 1963-1975年』晃洋書房, 2011年, 26頁。
- (11) ブザーシュから本国宛ての報告は, 社会主義労働者党中央委員会国際部の文書, *MNL OL* M-KS 288.f.32/18.đ.e.1961.
- (12) フランクフルトの貿易事務所による記録文書（1961年8月28日）, *MNL OL* M-KS 288.f.32/18.đ.e.1961.
- (13) プヤとの会談に関するウスチノフの報告書（1961年10月2日）, Szerk.: Baráth Magdolna. *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról a Hruscsov-korszakban* [フルシチョフ時代のハンガリーに関するソ連外交資料集]（Budapest: Napvilág Kiadó-Politikatörténeti Intézet, 2012）, 287.o.（以下, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról* と略記。）
- (14) ハンガリー政府の書簡は, ハンガリー外務省の文書, *MNL OL* XIX-J-1-k NSZK Admin. 1.doboz sz.n. 4/b 3/27P/1962. 西ドイツで活動するハンガリー移民による極右組織については, Tóth Tibor, *A Hungarista Mozgalom: Az „Út és Cél“ és a „Hungarista tájékoztató“ című sajtótermékek tükrében* [ハンガリー運動 —『道と目標』と『ハンガリー情報』というタイトルの出版物を通して]（Debrecen: Multiplex Media-Debrecen University Press, 2008）を参照。
- (15) ブザーシュの本国宛ての報告書（1962年6月21日）は, 社会主義労働者党中央委員会国際部の文書, *MNL OL* M-KS 288.f.32/1.đ.e. 1962.
- (16) ブザーシュの本国宛ての報告書（1962年7月6日）は, *MNL OL* M-KS 288.f.32/1.đ.e. 1962.
- (17) Uo.
- (18) 社会主義労働者党政治局の議事録（1962年8月21日）は, *MNL OL* M-KS 288.f. 5 /276.đ.e.
- (19) ハンガリー外務省が社会主義労働者党政治局に提出した文書（1962年8月17日）は, *MNL OL* M-KS 288.f.32/1.đ.e.1962.; *MNL OL* XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/12P/1962.

- (20) ネメシュからドイツ社会主義統一党, チェコスロヴァキア共産党, ポーランド統一労働者党の中央委員会に送付された書簡(1962年8月25日)は, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.* 1962.
- (21) ドイツ系人口の数値は, *Aussenpolitik der Bundesrepublik Deutschland*, S.253 に記載された統計を参照。
- (22) 第二次世界大戦後のハンガリーにおけるドイツ人追放に関しては, Balogh Sándor, *Magyarország külpolitikája 1945-1950* [ハンガリーの対外政策 1945-1950年] (Budapest: Kossuth Könyvkiadó, 1988), 77-102.o. を参照。
- (23) Békés Csaba: Titkos válságkezeléstől a politikai koordinációig: Politikai egyztetési mechanizmus a Varsói Szerződésben, 1954-1967 [秘密の危機管理から政治的調和まで —ワルシャワ条約機構内部での政治的和解メカニズム 1954-1967年]. In Szerk.: Rainer M. János, *Múlt századi hétköznapok: Tanulmányok a Kádár-rendszer kialakulásának időszakáról* [前世紀の平日 —カーダール体制の形成期についての研究] (Budapest: 1956-os Intézet, 2003), 47-48.o.
- (24) ウルブリヒトからの返書(1962年9月4日)は, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.*1962.
- (25) コウツキーからの返答の内容は, 社会主義労働者党中央委員会国際部長ホツライによる記録文書(1962年9月13日), *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.*1962.
- (26) 矢田部順二「「チェコ=ドイツ和解宣言」の調印に見る戦後の清算 —ズデーテン・ドイツ人の「追放」をめぐる」『修道法学』第20巻第1号, 1998年1月, 129頁を参照。
- (27) 1968年4月17日から19日のチェコスロヴァキア共産党中央委員会国際部と西ドイツ外務省政策企画室長バール(Egon Bahr)との交渉に関するチェコスロヴァキア共産党中央委員会の記録文書(英語訳), Jaromír Navrátil, Antonín Benčík, Václav Kural, Marie Michálková and Jitka Vondrova, eds., *The Prague Spring 1968* (Budapest: Central European University Press, 2006), pp.108-111. を参照。
- (28) モードによる記録文書(1962年9月13日)は, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.*1962.
- (29) ハンガリー・西ドイツ協議に関するハンガリー外務省事務次官ブヤによる記録文書, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.*1962; 1962年9月27日のハンガリー外務省の文書, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 1.doboz sz.n.*

- 4/b/1962; 9月21日に出された西ドイツからの要求についてのハンガリー外務省の文書（1962年9月27日）, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/12P/1962*; ジェニソフ大使による1963年6月4日のプヤとの会談に関する報告書（1963年6月5日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 341.o.
- (30) 1963年6月4日のプヤとの会談に関する報告書（1963年6月5日）, uo., 341.o
- (31) 交渉に出席したハンガリー外務省事務次官補ベックによる記録文書（1962年9月28日）, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.1962*.
- (32) プヤによる記録文書（1962年10月9日）, *MNL OL M-KS 288.f.32/1.ő.e.1962*.
- (33) *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/bd/1963*.
- (34) ジェニソフによる1963年3月1日のプヤとの会談に関する報告書（1963年3月2日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 312.o.
- (35) ベックとブザーシュが作成した対西ドイツ交渉の報告および提案は、1963年のハンガリー外務省の文書, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/12P/1963*; *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/bd/1963*; Ruff Mihály, i.m., 35.o.
- (36) 「プラハの春」へのゴムウカ、カーダールの対応の詳細は、Huszár Tibor, *1968 Prága·Budapest·Moszkva: Kádár János és a csehszlovákiai intervenció* [1968年プラハ・ブダペシュト・モスクワ ―カーダール・ヤーノシュとチェコスロヴァキアへの介入] (Budapest: Szabad Tűr, 1998); 拙稿「ハンガリーの軍事介入参加（1968） ―カーダール・ヤーノシュと「プラハの春」」『法と政治』第63巻第4号, 2013年1月, 81-134頁を参照。
- (37) ハンガリー・西ドイツ協議に関するハンガリー外務省の文書（1963年4月10日）, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/12P/1963*; Ruff Mihály, i.m., 35.o.
- (38) ジェニソフによる1963年6月4日のプヤとの会談に関する報告書（1963年6月5日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 341.o.; Ruff Mihály, i.m., 35-36.o.
- (39) 1963年6月4日のプヤとの会談に関するジェニソフの報告書（1963年6月5日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 341-342.o.
- (40) Baráth Magdolna: Magyarország a szovjet diplomáciai iratokban, 1957-1964 [ソ連の外交文書におけるハンガリー 1957-1964年]. In Szerk.: Rainer M. János, i.m., 84.o.

- (41) 1963年8月17日のプヤとの会談に関するジェニソフの報告書（1963年8月17日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 355.o.
- (42) 1963年8月24日の報告書の内容は、社会主義労働者党政治局の議事録（1963年8月27日）, *MNL OL M-KS 288.f.5/311.ő.e.*; 1963年8月29日のプヤとの会談に関するジェニソフの報告書（1963年8月31日）, *Szovjet diplomáciai jelentések Magyarországról*, 361.o. を参照。
- (43) 社会主義労働者党政治局の議事録（1963年8月27日）, *MNL OL M-KS 288.f.5/311.ő.e.*
- (44) *MNL OL M-KS 288.f.5/311.ő.e.*
- (45) Ruff Mihály, i.m., 37.o.
- (46) 西ドイツ政府の声明は, *Aussenpolitik der Bundesrepublik Deutschland*, S. 282.
- (47) ハンガリー・西ドイツ合意に関するハンガリー外務省の記録文書（1963年11月13日）, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/bd/1963.*
- (48) Ruff Mihály, i.m., 37.o.
- (49) 1963年11月1日のハンガリー・西ドイツ協議に関するハンガリー外務省の報告書, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/bd/1963.*
- (50) ハンガリー・西ドイツ間の二国間協定に関しては、ハンガリー外務省の記録文書（1963年11月13日）, *MNL OL XIX-J-1-k NSZK Admin. 2.doboz sz.n. 4/bd/1963.* を参照。西ドイツの通商代表部がブダペシュトに開設したのは、1964年7月であった。
- (51) ハルシュタイン・ドクトリンが最終的に消滅したのは、1966年12月にキリスト教民主・社会同盟、社会民主党による大連立政権の発足した後の1967年1月に西ドイツ・ルーマニア間の国交が樹立された時であった。また、1957年10月のハルシュタイン・ドクトリンの発動により断絶した西ドイツとユーゴスラヴィアとの国交が回復したのは1968年1月だった。
- (52) 1956年から1963年の国連における「ハンガリー問題」に関しては、Szerk.: Békés Csaba és Kecskés D. Gusztáv. *A forradalom és a magyar kérdés az ENSZ-ben, 1956-1963: Tanulmányok, dokumentumok és kronológia* [革命と国連におけるハンガリー問題 1956-1963年 —研究, 資料集, 年表] (Budapest: Magyar ENSZ Társaság, 2006) を参照。
- (53) Horváth István-Németh István, i.m., 138.o.

The Hungarian-West German Negotiations (1961-1963):
With Special Reference to the
First Two State Agreement

Akira OGINO

The aim of this paper is to examine Hungarian Foreign Policy in the first half of 1960s. Especially the author focuses on how Hungary negotiated with West Germany to sign an agreement on the long-term trade and on the establishment of a trade representation in 1963.

János Kádár, the First Secretary of the Hungarian Socialist Workers' Party, and his comrades grasped power after the Soviet military intervention in November 1956. In spite of suppressing the opposing forces, his regime started to relax its domestic control in the beginning of 1960s. In addition, Hungary sought to improve relations with West European countries to promote her national interest. Above all, Hungary regarded West Germany as important. At the same time, the West German Government also wished to improve relations with East European countries after building the Berlin Wall in August 1961.

The first negotiation between two states began in Bonn in September 1962. During the negotiations, the Hallstein Doctrine and the West-Berlin clause made signing a long-term trade agreement and establishing a trade representation harder. Although Hungary wished to establish normal diplomatic relations, West Germany maintained the Hallstein Doctrine and rejected the Hungary's propose. West Germany would not establish diplomatic relations with state that recognized East Germany. On the other hand, Hungary rejected to sign a trade agreement, which practically included the West-Berlin clause. Hungary followed the Soviet policy toward Germany. There were debates between the Soviet Union and West Germany concerning the status of West-Berlin.

When West Germany agreed with Poland and Romania to sign agreements

on the long-term trade and on the establishment of trade representations, Hungary's position became more difficult. Finally Hungary and West Germany came to an agreement on the long-term trade included the West-Berlin clause and on the establishment of a trade representation without the consular power in November 1963.

This paper consists of following sections:

1. Introduction
2. Hungary and West Germany
3. The Hungarian-West German Negotiations
4. The Agreement between Two States
5. Conclusion